

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分～16時

商品券等をお持ちのみなさんへ

商品券、ギフト券、IC式のプリペイドカード等（以下「商品券等」）の使用にあたっては、以下の点にご留意ください。
※（注）商品券等には、各店のポイントカードやマイレージ、乗車券の回数券などは含まれません。

■有効期限の確認

有効期限の記載がある商品券等は、期限が過ぎると使用できません。有効期限をしっかりと確認しましょう。また、商品券等は、原則として換金することやお釣りをもらうことはできません。

■発行者が商品券等の利用を終了した場合

一定期間を設けて、保有者へ払戻しが行われます。新聞広告や店舗等での掲示物等には十分注意しましょう。
・使えなくなる商品券や払戻期間、連絡先等は次のホームページで確認できます。

【金融庁のホームページ】

<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/>

【国民生活センターホームページ】

<http://www.kokusen.go.jp/recall/bunrui/syouthinken.html>

■万一、発行者が破綻した場合

発行者が発行保証金の供託等を行っているときは、財務局等が行う還付手続きにより、発行保証金から優先的に配当を受けることができます。

*発行保証金の供託による利用者保護とは・・・

商品券やプリペイドカード、ネットプリカの発行者のうち、未使用分の残高が一定の金額を超える発行者は、万一の場合に備えて「発行保証金」を法務局に供託し、未使用残高について保全しなければならないことになっています。発行者が破産した場合、この「発行保証金」を元に、利用者へお金を戻すという手続きがとられることになっていて、利用者保護が図られています。

この場合も、発行・利用が廃止されたときと同様、還付の手続きにしたがって利用者は一定の期間内に申出をすることでお金を戻してもらうことができます。

ただし、未使用分全額が戻ってこない場合もあります。

一方、「発行保証金」の保全が義務づけられていない発行者が破産した場合は、通常の破産手続きに基づいて処理されることになります。
(一般社団法人 日本資金決済業協会ホームページより)

■相談窓口

きんざい金融ホットライン

電話：06-6949-6259（平日 9時～16時）

FAX：06-6949-6790

Mail：k-hotline@kk.lfb-mof.go.jp

郵便：〒540-8550

大阪市中央区大手前4-1-76

近畿財務局 きんざい金融ホットライン



人口40,588人（-3） 男19,875人（-12） 女20,713人（+9） 世帯数13,866世帯（+20）

人のうごき

65歳以上の人口 10,476人 高齢化率 25.81% ※カッコ内は前月との比較【平成25年6月1日現在】

